

群馬県林業試験場における研究活動上の不正行為の防止等の取扱いに関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県林業試験場（以下「当場」という。）における公的資金等を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 研究活動上の不正行為

ア 故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造（存在しないデータ又は研究結果等を作成すること）、改ざん（研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること）又は盗用（他の研究者のアイデア、分析若しくは解析方法、データ、研究結果、論文若しくは用語を当該研究者の承諾又は適切な表示なく流用すること）をする行為

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい行為

二 研究者

公的資金等を用いた研究に従事している者

三 公的資金等

群馬県単独の研究費、受託研究費又は競争的研究費（各省庁又は各省庁が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金）及び補助金等当場で取扱うすべての研究費

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為その他不適切な行為を行ってはならず、かつ、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験及び観察記録ノート並びに実験データその他の研究資料等を群馬県公文書管理規程（令和3年3月31日訓令甲第4号）により定められた期間において適切に保存及び管理し、また、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、群馬県情報

公開条例（平成 12 年 6 月 14 日条例第 83 号）によりこれを開示しなければならない。

第 2 章 不正防止のための体制

（責任体系）

第 4 条 公的資金等の運営及び管理を適正に行うため、当场に最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

2 最高管理責任者は、当场全体を統括し、公的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、場長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的資金等の運営及び管理について当场全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、主席研究員をもって充てる。

4 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、公的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、次長をもって充てる。

（コンプライアンス教育）

第 5 条 最高管理責任者は、行動規範及びコンプライアンス教育実施計画を策定し、その内容はその効果的で実効性にあるものとし、定期的に見直しを行うものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、公的資金等の運営及び管理に関わるすべての研究者を対象としたコンプライアンス教育を実施するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、あらかじめ一定の期間を定めて定期的にコンプライアンス教育を実施し、対象者の受講状況及び理解度について把握するものとする。

4 コンプライアンス推進責任者は、公的資金等の運営及び管理に関わるすべての研究者に対しコンプライアンス教育を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため受講の機会等に誓約書等の提出を求めるものとする。

5 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育実施計画に基づき、公的資金等の運営及び管理に関わるすべての研究者に対しコンプライアンス教育のほか不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施するものとする。

第 3 章 告発の受付

（告発の受付窓口）

第 6 条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口（以下「受付窓口」という。）を企画・自然環境係に設置し、責任者は、次長とする。また、連絡先は、次のとおりとする。

・住所 北群馬郡榛東村新井 2935、電話 027-373-2300、FAX 027-373-1036

・代表アドレス rinshi（アットマーク）pref.gunma.lg.jp

※送信時は「（アットマーク）」を@に置き換える。

(告発の受付体制)

第7条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面(郵便による場合を含む。)、FAX、電子メール、電話又は面談により受付窓口に対し告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は係、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 3 受付窓口の責任者は、匿名による告発について、必要がある認める場合は、場長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 4 受付窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに場長に報告し、場長は、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、研究活動上の不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は係、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、場長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非又は手続について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、受付窓口の責任者は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口の責任者は、場長に報告するものとする。
- 4 前項の報告があったときは、場長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、当該報告に関係する者に対し警告を行うものとする。

(告発の受付窓口の職員の責務)

第9条 告発の受付にあたり、受付窓口の責任者は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の責任者は、告発を受け付ける場合、面談による場合は個室にて実施し、書面(郵便による場合を含む。)、FAX、電子メール又は電話による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞することができないよう措置を講ずる等、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、前条の規定による告発の相談について準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第10条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。

- 2 場長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないようこれらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 場長は、告発の内容等が外部に漏洩した場合は、当該告発に係る告発者及び被告発者の承諾を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公表することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の承諾は不要とする。
- 4 場長その他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉並びにプライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第11条 当場に所属するすべての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 場長は、第13条第1項の規定による悪意に基づく告発であることが判明しない限り、告発したことのみをもって、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第12条 当場に所属するすべての者は、告発がなされたことを理由として、当該被告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 場長は、告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止その他の当該被告発者に不利益な取扱いを行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第13条 何人も、悪意に基づく告発（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。以下同じ。）を行ってはならない。

- 2 場長は、悪意に基づく告発により当該告発者に対し地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）が課されたときは、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁（以下「当該資金配分機関等」という。）に対しその措置の内容等を通知するものとする。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第14条 第7条第4項の規定により告発を受け付けた場合又は場長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、場長は、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、場長が指名する者により構成する。また、すべての予備調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 予備調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は場長が指名し、副委員長は委員の互選により定めるものとする。
- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して研究資料等その他予備調査を実施する上で必要な関係書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを実施することができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る研究資料等その他関係書類等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第15条 予備調査委員会は、告発された研究活動上の不正行為が行われた可能性、告発の際に示された不正とする合理的理由、告発内容の本調査における調査の必要性及びその他必要と認める事項について予備調査を実施する。

- 2 予備調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を実施する場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第16条 予備調査委員会は、予備調査委員会の設置の日から起算して原則30日以内に予備調査の結果を場長に報告するものとする。

- 2 場長は、予備調査の結果を踏まえ、速やかに本調査を実施するか否かを決定しなければならない。
- 3 場長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を実施する旨を通知し、本調査への協力を求めるものとする。
- 4 場長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合、当該資金配分機関等又は告発者の求めがあった場合に開示することができるよう予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 場長は、本調査を実施することを決定したときは、当該資金配分機関等に本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 17 条 場長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会は、場長の指名する者により構成し、調査委員会の委員（以下「調査委員会委員」という。）は 5 名とし、半数以上は当场に属さない外部有識者等でなければならない。また、すべての調査委員会委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は場長が指名し、副委員長は委員の互選により定めるものとする。

(本調査の通知)

第 18 条 場長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、場長に対し調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 場長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともにその旨を、妥当ではないと判断したときはその旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。

(本調査の実施)

第 19 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則 30 日以内に本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、研究資料等その他の関係資料の精査及び関係者のヒアリングの実施等の方法により、本調査を実施するものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 20 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第 21 条 調査委員会は、本調査を実施するにあたり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる研究資料等その他の関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が場でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる研究資料等その他の関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 22 条 場長は、本調査の終了前であっても、当該資金配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 23 条 調査委員会は、本調査の実施にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第 24 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと並びに論文等がそれらに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、調査委員会は、第 19 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第 25 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、研究活動上の不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割並びにその他必要な事項の認定を

行うものとする。

- 2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して場長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、本調査を通じて悪意に基づく告発であると判断したときは、あわせてその旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うにあたっては、調査委員会は、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第 1 項及び第 3 項の認定を行ったときは、直ちに場長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 26 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的及び科学的証拠、証言並びに被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する研究資料等その他の関係書類の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(本調査結果の通知及び報告)

第 27 条 場長は、速やかに本調査の結果（認定を含む。以下同じ。）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するとともに、被告発者が当該以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に通知するものとする。

- 2 場長は、前項の通知のほか、調査結果を当該資金配分機関等に報告するものとする。
- 3 場長は、悪意に基づく告発の認定があった場合において、告発者が当該以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に通知するものとする。

(不服申立て)

第 28 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について前項の例により不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。場長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員会委員を変更するものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 前項に定める新たな調査委員会委員は、第 17 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名するものとする。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに場長に報告する。報告を受けた場長は、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。また、当該決定がその不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことをあわせて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに場長に報告する。報告を受けた場長は、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。
- 7 場長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。あわせて、当該資金配分機関等に通知するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第 29 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求めるとともに速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合、調査委員会は、直ちに場長に報告し、報告を受けた場長は、不服申立人に対しその決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに場長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して場長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 場長は、第 2 項又は第 3 項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。あわせて、被告発者が当該機関以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に通知するものとする。また、当該資金配分機関等に報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第 30 条 場長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やか

に調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属、研究活動上の不正行為の内容、当场が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、場長は、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、場長は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、場長は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 6 場長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手順等を公表するものとする。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第31条 場長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された公的資金等の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 場長は、当該資金配分機関等から、被告発者の該当する公的資金等の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第32条 場長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び公的資金等の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに公的資金等の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第33条 場長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、

訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を場長に行わなければならない。
- 3 場長は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 34 条 場長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった公的資金等の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 場長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 35 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものとして認定され、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対し懲戒処分が課された場合には、場長は、当該資金配分機関等にその処分の内容等を通知するものとする。

(是正措置等)

第 36 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合、場長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置及びその他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講じるものとする。

- 2 場長は、前項の規定に基づいて講じた是正措置等の内容を当該資金配分機関等に報告するものとする。

(庶務)

第 37 条 この規程に係る庶務は、企画・自然環境係において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 6 年 12 月 27 日から施行する。